

標題

英国排出量取引制度(UK-ETS)の海運セクターへの適用について

**ClassNK**  
テクニカル  
インフォメーション

No. TEC-1371  
発行日 2025年12月16日

各位

英国排出量取引制度(UK-ETS)の海運セクターへの適用について、2026年7月1日から開始されることが決定しました。これにより、船籍国に関わらず、英国の管轄下にある港湾に寄港する総トン数5,000トン以上の船舶に対して、年間の温室効果ガス(GHG)排出量に相当する排出枠の償却が義務付けられます。

今般、英国政府から政策決定内容(Main Authority Response)が通知され、12月8日に英国政府主催の webinar にて同決定内容について説明がありました。今後、正式に関連規則が発行されますが、以下の通り現時点で判明している概要をお知らせいたします。

1. 適用

- (1) 船籍国に関わらず、英国の管轄下にある港湾（以下、英国の港湾<sup>\*1</sup>）に寄港する総トン数5,000トン以上の船舶に適用。
- (2) 対象となるGHGは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)及び亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)。
- (3) 対象となる排出量は以下の通り：(図1及び表1参照)
  - (i) 英国の港湾間の航海（英国の管轄下にある同一港発着の航海も含む）におけるGHG排出量(at sea)の100%
  - (ii) 上記に関わらず、グレートブリテン島の港湾と北アイルランドの港湾間の航海におけるGHG排出量(at sea)の50%
  - (iii) 英国の港湾での停泊におけるGHG排出量(in port)の100%  
(英国以外の港湾を発着する航海であっても、英国の港湾での停泊におけるGHG排出量はUK-ETSの対象)
- (4) 対象外となる排出は以下の通り：(図1及び表1参照)
  - (i) 英国の港湾と、英国海外領土(ジブラルタル、フォークランド諸島など)または王室属領(マン島、ジャージーなど)の港湾間の航海(at sea)における排出(当該航海における英国海外領土及び王室属領の港湾停泊中(in port)の排出も対象外。ただし、英国の港湾停泊中(in port)の排出は上記(3)(iii)の通り対象)
  - (ii) 英国海外領土または王室属領の港湾間、またはそれらの港湾と英国以外の港湾間の航海(at sea)における排出(当該航海における停泊中(in port)の排出を含む)
  - (iii) 英国の港湾とEU/EEA加盟国(アイルランド共和国を含む)の港湾間の航海(at sea)における排出(本航海(at sea)はUK-ETSでは対象外だが、EU-ETSの対象(50%航海)。ただし、英国の港湾停泊中(in port)の排出は上記(3)(iii)の通り対象)

\*1 英国海外領土及び王室属領の港湾を除く、英国の管轄下にある港湾

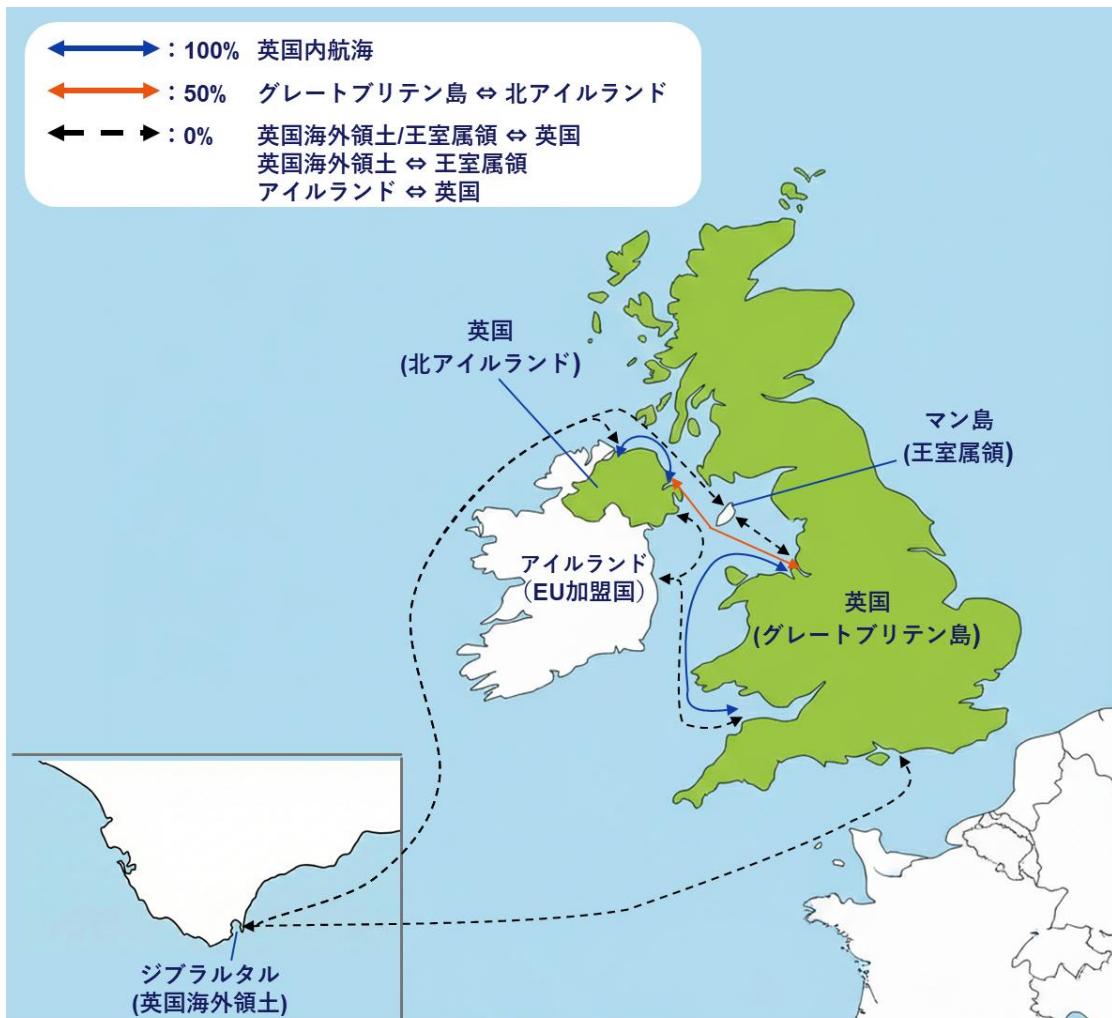
(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNKテクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいざれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- パックナンバーはClassNKインターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- (5) 対象となる GHG 排出量は、UK-MRV 制度に基づき確認される。なお、UK-ETS への適合のため後述の通り UK-ETS 用モニタリングプランの更新が必要。
- (6) 2026 年の報告対象期間は、2026 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの 6 か月間。2027 年以降は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までが報告対象期間となる。

図 1: UK-ETS における航海別の対象 GHG 排出量(at sea)



(次頁に続く)

表 1: UK-ETS における航海例別の対象 GHG 排出量

航海例	対象排出量 (at sea, %)	
ロンドンデリー (北アイルランド) <sup>*1</sup>	ベルファスト (北アイルランド) <sup>*1</sup>	100
ベルファスト (北アイルランド) <sup>*1</sup>	リバプール (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	50
リバプール (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	ブリストル (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	100
リバプール (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	マン島 (王室属領)	0
サザンプトン (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	ジブラルタル (英国海外領土)	0
ロンドンデリー (北アイルランド) <sup>*1</sup>	ジブラルタル (英国海外領土)	0
ブリストル (グレートブリテン島) <sup>*1</sup>	ダブリン (アイルランド、EU/EEA 加盟国)	0 <sup>*2</sup>
ベルファスト (北アイルランド) <sup>*1</sup>	ダブリン (アイルランド、EU/EEA 加盟国)	0 <sup>*2</sup>
ジブラルタル (英国海外領土)	マン島 (王室属領)	0

<sup>\*1</sup> 英国の港湾での停泊における GHG 排出量 (in port) は UK-ETS の対象 (100%)

<sup>\*2</sup> 航海中における GHG 排出量 (at sea) は UK-ETS の対象外だが、EU-ETS の対象 (50%)

## 2. 適用対象者

海運会社 (maritime operator) が対象者となり、この海運会社は登録船主 (registered owner) となる。なお、登録船主は管理会社 (ISM company/ISM 上の DOC holder) との書面合意 (委任状) を通じて UK-ETS に関する責任を管理会社に委任することが可能。

## 3. 海運会社の義務

### (1) モニタリングプラン (emissions monitoring plan) の作成及び認証

- 海運会社は、UK-ETS の燃料消費量報告システム (Manage your Emissions Trading Scheme, METS) 上で、モニタリングプランを作成し、登録された管轄当局に提出し、管轄当局の認証を受けることが求められる (検証機関によるモニタリングプランの認証は行われない)。
- モニタリングプランは船舶毎ではなく、会社毎に1件作成することが求められる。

### (2) エミッションレポート (annual emissions report) の作成

- 海運会社は、毎年 3 月 31 日までに、対象船舶の前年のデータに対するエミッションレポートについて検証機関の検証を受けた上で、登録された管轄当局に提出することが求められる。なお、エミッションレポートは船舶毎ではなく、会社毎に1件提出することが求められる。
- 検証機関による検証後に適合証明書 (Document of Compliance) は発行されない。UK-ETS への適合の証明は METS 及び UK Emissions Registry にて管理される。

### (3) 排出枠の償却

- 海運会社は、前年のデータにおける年間 GHG 排出量に相当する排出枠 (United Kingdom Allowances, UKA) を購入し、翌年 4 月 30 日までに償却することが求められる。
- 報告初年度 (2026 年 7 月 1 日から 12 月 31 日) の GHG 排出量に相当する排出枠については、事務負担軽減のため翌年ではなく、2027 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の排出枠と合わせて 2028 年 4 月 30 日までに償却すればよい。

(次頁に続く)

- ・ 海運会社は、UKA の償却のため UKA の償却口座（Maritime Operator Holding Account (MOHA)）を開設することが求められる。
- ・ UK-ETS では UKA の償却が要求され、欧州排出量取引制度（EU-ETS）における排出枠（EU Allowances, EUA）を用いた償却は現状認められない。

#### 4. 管轄当局

適用対象となる海運会社は、英国の 4 つの管轄当局（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）のいずれか 1 つ（表 2）に登録され、この管轄当局によって規制適合の確認等が行われる。管轄当局への登録基準は次の通り。

- (1) 英国に登録事務所または住所を持つ海運会社: 当該会社が所在する英国の管轄当局
- (2) 英国に登録事務所または住所を持たない海運会社: イングランドの管轄当局

#### 5. 罰則

適用対象となる排出量に相当する排出枠の償却ができなかった場合、償却できなかった排出量について GHG 排出量 1 トン当たり 100 ポンドの罰金が科される。なお、償却できなかった排出量は翌年に償却が必要となる。

#### 6. UK-ETS 対応準備

海運会社は、2026 年 7 月 1 日の適用開始までに以下に示す事前準備を行うことが可能。

- (1) 船舶ごとに適用対象となる海運会社（登録船主または管理会社）を予め決定する。管理会社に責任を委任する場合は、予め登録船主と管理会社間で書面合意（委任状）を行う。
- (2) 海運会社は、UK-ETS の燃料消費量報告システム（METS）のアカウント開設を管轄当局に申請する。

表 2: 各管轄当局の申請先

管轄当局	申請先
イングランド: Environment Agency (EA)	<a href="#">オンラインフォーム</a> 、または以下の連絡先から申請可能。 <a href="mailto:etmaritimehelp@environmentagency.gov.uk">etmaritimehelp@environmentagency.gov.uk</a>
スコットランド*: Scottish Environment Protection Agency (SEPA)	<a href="mailto:emission.trading@sepa.org.uk">emission.trading@sepa.org.uk</a>
ウェールズ*: Natural Resources Wales (NRW)	<a href="mailto:GHGHelp@cyfoethnaturiolcymru.gov.uk">GHGHelp@cyfoethnaturiolcymru.gov.uk</a>
北アイルランド*: Northern Ireland Environment Agency (NIEA)	<a href="mailto:emissions.trading@daera-ni.gov.uk">emissions.trading@daera-ni.gov.uk</a>

\*イングランド以外の管轄当局に申請する際、会社名、company IMO 番号、担当者名、メールアドレスを明記すること。

(次頁に続く)

- (3) 管轄当局がイングランドの場合、METS を通じてモニタリングプランの事前提出が可能。  
(適用開始までの事前準備期間は、モニタリングプランの申請手数料は無料となる予定)
- (4) MOHA アカウントは、METS にモニタリングプランを提出後、管轄当局から海運会社に対し登録方法が通知される予定。

## 7. 弊会の対応

海運会社様が UK-ETS 関連の検証にご利用いただけるよう、MRV 認証用システムである ClassNK MRV Portal の改修を行います。Portal 改修の詳細は、準備でき次第改めてお知らせいたします。

今後 UK-ETS に関する追加情報や詳細規則等が公表されましたら遅滞なくお知らせいたします。

### 参考 URL:

1. [UK Emissions Trading Scheme Scope Expansion: Maritime - Interim Response](#)
2. [UK Emissions Trading Scheme: Main Authority response to the Scope Expansion: Maritime consultation](#)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 管理センター 環境部 DCS 部門  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)  
Tel.: 03-5226-3025  
Fax: 03-5226-3026  
E-mail: [dcs@classnk.or.jp](mailto:dcs@classnk.or.jp)